



平成28年度 新潟労働局の当面の重点とくみ

1. 非正規労働者(特に若年者)の正規雇用化への取組を推進!
2. 女性の活躍推進! 仕事と家庭の両立支援!
3. 職場の生産性向上に向けた労働時間の見直し。長時間労働の是正!(働き方改革の柱の一つ)
4. パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保! 有期雇用の無期化の周知!
5. 新規学卒者等の就職・採用支援と若年労働者の定着支援!
6. 70歳まで働ける企業の普及啓発!
7. 労働災害の防止! メンタルヘルス対策の推進!
8. 障害者の雇用促進!

さらに「地方創生の推進」に努める!

(注)上記各項目の取組内容の詳細は裏面をご覧ください。

新潟労働局からのお知らせ

新潟県最低賃金 時間額 753 円 平成28年10月1日から!

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。
※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

問い合わせ先: 賃金室

育児・介護休業法、雇用保険法等の一部改正が施行されます。(平成29年1月1日施行)

主な改正

- ① 介護休業の分割取得、取得単位の柔軟化、有期契約労働者の休業取得要件の緩和、妊娠、出産、育児・介護休業等を理由とする嫌がらせに対する防止措置の義務化等の改正が行われます。
- ② 雇用保険の就職促進給付(再就職手当)が拡充されます。
- ③ 高年齢者の雇用を一層促進するため、65歳以降に新たに雇用される方は、雇用保険の適用対象となります。

①の問い合わせ先: 雇用環境・均等室

②、③の問い合わせ先: 職業安定課

長時間労働の是正が打ち出されました。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)の中で、一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革の方向性のひとつとして、長時間労働を是正する仕組みづくりが謳われました。今後、その具体化を図ってまいります。

問い合わせ先: 監督課

化学物質に対するリスクアセスメントが義務付けられました!

平成28年6月1日から、法令で定められた化学物質を製造したり取り扱うすべての事業所で、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が義務となりました。

問い合わせ先: 健康安全課



女性の職場における活躍を推進する「一般事業主行動計画」を策定しましょう! 女性活躍推進法(H28.4.1施行)

事業主は①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の届出、③情報公表などを行う必要があります。

※300人以下の事業主は当面努力義務ですが、積極的な取組をお願いします。

問い合わせ先: 雇用環境・均等室

また、計画の実施にあたっては優良企業(えるぼし)認定を目指し積極的な取組をしましょう。

障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。 改正障害者雇用促進法(H28.4.1施行)

①募集、採用、賃金、配置、昇進などあらゆる局面で障害者であることを理由とする差別を禁止、②障害者に対する合理的配慮の提供が義務、③障害者からの相談体制整備が義務、苦情の自主的解決が努力義務となりました。

問い合わせ先: 職業対策課

職場での転倒事故を減らしましょう!

仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は、年間500人を超え、県内で発生する労働災害の約4分の1を占めています。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高くなっています。

「STOP! 転倒災害特設サイト」をご活用下さい!

STOP! 転倒

検索

問い合わせ先: 健康安全課

ご存じですか?「無期転換ルール」

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約(無期契約)に転換できるルールです。

円滑な無期転換のために労使の取組をお願いします。

問い合わせ先: 雇用環境・均等室

重点とりのくみの内容

1. 非正規労働者(特に若年者)の正規雇用化への取組を推進!

- ・職業訓練機会の提供や正社員求人確保により正社員就職を推進する。
- ・企業内での非正規労働者のキャリアアップを支援するため「キャリアアップ助成金」を活用して有期契約労働者の正規雇用への転換を促進するほか、労働条件の改善に努める。

2. 女性の活躍推進! 仕事と家庭の両立支援!

- ・女性の職域拡大や女性管理職登用のためのポジティブ・アクションを推進する。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく取組を推進する。
- ・仕事と家庭生活の両立を可能とする職場環境の整備を推進する。

3. 職場の生産性向上に向けた労働時間の見直し。長時間労働の是正!(働き方改革の柱の一つ)

- ・企業トップの発意に基づく従業員の働き方・労働時間のあり方を見直しの取組を推進する。
- ・有給休暇取得率が低い新潟県の要因を分析し、その解消を図る。

4. パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保! 有期雇用の無期化の周知!

- ・改正パートタイム労働法(平成27年4月1日施行)の周知・啓発を行う。
- ・職務分析・職務評価の導入について事業主の取組を促進する。
- ・労働契約法による「無期転換ルール」の普及及び有期特措法(平成27年4月1日施行)の普及を図る。

5. 新規卒者等の就職・採用支援と若年労働者の定着支援!

- ・新卒応援ハローワーク等において、大学、専門学校、高校等と緊密に連携して、学卒ジョブサポーター等により、学生・生徒の就職支援を実施する。
- ・早期求人申込みの周知や求人開拓を実施し、求人早期かつ量的確保を図る。
- ・新潟新卒者等就職・採用応援本部では、地域の実情を踏まえた就職・採用支援を実施する。
- ・わかものハローワーク等において、フリーター等の正規雇用化を促進する。

6. 70歳まで働ける企業の普及啓発!

- ・高齢者雇用安定法に基づき、希望者全員が65歳まで働ける企業の普及を進めるとともに、さらに「生涯現役社会」の実現に向け、70歳まで働ける企業の普及啓発のため、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部と連携し、導入の支援を行う。

7. 労働災害の防止! メンタルヘルス対策の推進!

- ・「第12次労働災害防止計画」を推進する。(第三次産業、建設業、製造業、道路貨物運送業等)
- ・転倒災害及び交通事故の防止対策を推進する。(すべての業種)
- ・化学物質のリスクアセスメントの実施を促進する。
- ・メンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェック制度の確実な実施を図る。
- ・疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を支援する。(ニッポン一億総活躍プラン)

8. 障害者の雇用促進!

- ・雇用率未達成企業に対して、集団指導会や個別訪問による達成指導を実施する他、障害者雇用の理解促進を図る就労支援セミナーや先進企業・特別支援学校見学会、合同面接会の開催などについて、新潟県障害者雇用促進プロジェクトチームと共に計画的に取り組む。
- ・関係機関と連携した就職支援及び定着支援を促進する。

さらに「地方創生の推進」に努める!

今後予定される「新潟県総合戦略」を受け、新潟県と連携し取組を推進する。
新卒者の県内就職、地元Uターン・Iターンを推進する。